

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	三穂田北部地区 (大谷、膳部、八幡、駒屋、山口)	令和元年 8月28日	令和4年 8月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	72.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	55.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	20.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

現状地域内の農地は70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が4.4ha、後継者不明の農地が10.2haとなっており、後継者未定及び不明の農地については中心経営体による引き受け意向があるが、今後中心経営体の高齢化が見込まれるため新たな担い手の育成が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

三穂田北部地区における大谷集落の農地利用は中心経営体である認定農業者7経営体及びその他1経営体、膳部集落は認定農業者7経営体及びその他5経営体、八幡集落は認定農業者2経営体及びその他2経営体、駒屋集落は認定農業者3経営体及びその他3経営体、山口集落は認定農業者2経営体が担っていく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	32経営体	水稻ほか	33.6 ha	水稻ほか	57.6 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・地域農業全体について
三穂田北部地域において、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図り農地の大区画化、汎用化等の基盤整備に取り組むため農地中間管理事業関連農地整備事業を実施し、中心経営体である認定農業者など担い手への農地集積・集約を図る。併せて作業効率の向上により生産コストの削減を目指す。

・獣害対策について
地域として耕作放棄地の解消と併せて鳥獣害対策(電気柵の設置や放置果樹園等の対策)に取り組んでいく。

・後継者の育成等について
認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していく。